## 様式第FR-2号　(第6条、第15条関係)

**型式認証申請に際しての同意書**

年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者名(事業者名)　㊞

本申請に際し、下記事項について同意致します。

記

１．一般社団法人電線総合技術センター（以下「JECTEC」という。）がケーブル防災特性の認証を実施するために必要な要求事項を遵守し、苦情の確認及び認証試験へのオブザーバの参加等に必要な全ての手配を行うこと。

２．認証証書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な認証証書が無い製品には、電線総合技術センターの認証マークを表示しないこと。

３．認証証書の交付を受けた製品が継続的に生産されるときは、当該製品は防災性能の要求事項を継続的に満たすこと。

４．JECTECの評価を損なうような方法で認証証書の使い方をしないこと。

５．JECTECが認めていない方法又は誤解を招く方法で認証証書の交付を受けたことの表明をしないこと。

６．認証マークの禁止等の指示があったときには、認証証書の交付を受けていることに言及している全ての広告物の使用を中止すること。

７．認証証書の写しを他者に提供する場合には、証書の全部を複製すること。

８．文書、パンフレット、宣伝、広告等の媒体で認証証書の交付を受けていることに言及するときは、JECTECの求めに従っていただくことがあること。

９．認証マークの使用及び製品に関する情報について認証スキームで定められた全ての要求事項に従うこと。

１０．JECTECが交付した認証証書の証明する製品に関する全ての苦情の記録を残し、これらの記録をJECTECが利用をできるものとすること。また、次の事項を行うこと。

1. 苦情及び要求事項への適合性に影響を与えると判明した製品に関して適切な処置をとる。
2. とった処置を文書化する。

１１．認証証書の交付を受けた後、次の変更等が生じた場合は遅滞なくJECTECに通知すること。

① 事業者の名称又は住所の変更

②　　工場又は事業場及び名称又は住所の変更

③　　場所の移転による工場又は事業場又は住所変更

１２　認証証書の交付後、JECTECは、登録情報（申込者名、製品名及び証書番号）を公表できること。

１３．JECTECは、法令に基づいて機密の開示を求められた場合には、開示を求められた事項について申込者に通知した後に開示できること。

１４．送付された製品試験用試料に損傷又は欠陥があって、JECTECが申込者にその旨を通知したときは、申込者は速やかに対策を講じること。

以上

（JECTEC記入欄）

|  |
| --- |
|  |